

一般社団法人兵庫県理学療法士会支部規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人兵庫県理学療法士会（以下、「本会」という。）における支部の組織を定め、その運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第2条 本会支部には次の機関を置く。

- (1) 支部
- (2) 支部運営審議会

2 本会支部の円滑な運営の為に、本会各部との連携会議を置く。

(支部)

第3条 本会の各地域での活動を推進するため本会支部に次の支部を置く。

- (1) 神戸（東）支部
- (2) 神戸（西）支部
- (3) 阪神南（尼崎）支部
- (4) 阪神南（西宮・芦屋）支部
- (5) 阪神北支部
- (6) 東播磨支部
- (7) 北播磨・丹波支部
- (8) 中播磨支部
- (9) 西播磨支部
- (10) 但馬支部
- (11) 淡路支部

2 各支部は次の事業を行う。

- (1) 各地域における本会会員への情報発信
- (2) その他、本会活動の支援

3 支部を運営するために運営委員を置く。

4 支部の運営に関する事項については別に定める。

(支部運営審議会)

第4条 支部運営審議会は、次の業務を行う。

- (1) 支部に対する必要な指導と監督
- (2) 支部運営に関する規定等の改廃
- (3) 支部事業及び事業に伴う予算案の承認と理事会への報告
- (4) その他、支部運営に関する重要事項の審議

2 支部運営審議会は、第6条に定める支部役員により構成する。

3 支部運営審議会は、第4条第1項に定める業務を遂行する為、定期的に開催する。

4 支部運営審議会は、支部運営審議会議長が必要に応じ適時招集することができる。

5 支部運営審議会は出席者の過半数を持って決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長は必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(連携会議)

第5条 各支部における教育、研修、災害対策等の連携、調整を図るため別表の連携会議を置く。

2 各連携会議の業務は別表の通りとする。

3 各連携会議は、本会の担当部長1名と部員1名および各支部の担当運営委員により構成する。

4 各連携会議は、本会の担当部長が必要に応じ適時招集することができる。

5 各連携会議は、本会の担当部長が議長となる。

6 各連携会議は、出席者の過半数を持って決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

8 連携会議の新たな発足や解散、内容の変更については、本会理事会との協議の上、決するところによる。

よる。

連携会議	業務
卒後教育部連携会議	1)各支部の卒後教育（生涯学習、新人発表等）に関する意見交換や連絡調整に関する事項 2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
研修部連携会議	1)各支部の研修会の内容、スケジュールに関する意見交換や連絡調整に関する事項 2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
職能部連携会議	1)各支部の職能に関する意見交換や連絡調整に関する事項 2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
災害対策連携会議	1)各支部の災害に向けた準備の確認、研修会の受講に関する意見交換や連絡調整に関する事項 2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項

第3章 役員

(役員)

第6条 本会支部に役員を置く。

2 役員の数数は、13名以上、15名以内とし、次に該当するものとする。

(1) 支部担当理事 2から3名

(2) 各支部長

(3) 本会事務局長

3 役員のうち1名を支部運営審議会議長とし、支部担当理事をもってこれに充てる。

4 役員の任期は、本会役員のものに準ずる。

第4章 補則

(規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

1. 本規則は、平成30年4月1日から施行する。